地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月21日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要 戸塚高等学校 救助袋修繕工事
- 2 履行場所 横浜市戸塚区汲沢 2-27-1 横浜市立戸塚高等学校
- 3 契約日 令和6年11月27日
- 4 履行日又は履行期間 令和7年3月31日
- 5 契約金額 2,420,000 円 (税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市鶴見区市場富士見町8-23 加宝綜合防災株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

設置されている救助袋において、経年による破損、損傷が発生し、使用できない状況であることが確認されました。早急に対応しなければ火災等の災害発生時生徒・教職員等の避難に支障が生じ安全確保が図れなくなる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。

- 8 契約の相手方の選定理由 有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管 教育委員会事務局教育施設課